

帯広市工事（委託業務）費内訳書の取扱基準

[平成20年4月1日制定]

第1 目的

この取扱いは、入札談合等の不正行為又はダンピングによる受注の防止及び積算技術の向上のため、建設工事等の入札参加者に工事（委託業務）費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象の入札

帯広市が発注する建設工事等の入札のうち、設計金額が200万円を超える工事並びに設計金額

が2千500万円以上の設計及び測量業務について内訳書の提出を求めるものとする。

第3 公告等

第2の規定により内訳書の提出を求めるときは、入札の公告、通知等において明らかにするものとする。

第4 内訳書の提出

内訳書は、工事（委託業務）費内訳書（様式1）により提出を求めるものとする。

第5 提出方法及び提出期限

内訳書の提出方法及び提出期限については、入札の公告、通知等において明らかにするものとする。

第6 入札の無効

内訳書の提出を求めた建設工事等において内訳書の提出のない者がした入札又は内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない者がした入札は無効とし、入札の公告、通知等においてその旨を明らかにするものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 工事費等内訳書の取扱いについて（平成19年4月1日制定）及び工事費等内訳書の運用について（平成19年4月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成21年3月23日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第2の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示（以下「告示」という。）を行う契約について適用し、施行日前に行った契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示又は指名競争入札の通知（以下「告示等」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示等を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示又は指名競争入札の通知（以下「告示等」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示等を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月18日）

(施行期日)

- 1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後に一般競争入札の告示又は指名競争入札の通知（以下「告示等」という。）を行う入札について適用し、施行日前に告示等を行った入札については、なお従前の例による。